

事務連絡
令和6年4月4日

会員各位

山口県行政書士会
会長 杉山 久美子

一般倫理研修 受講期限超過のお知らせ

平素より、本会の業務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

日本行政書士会連合会倫理研修規則第6条、附則により、規則施行日（令和5年8月31日時点）に会員である方は、令和6年3月31日までに一般倫理研修を受講し、修了しなければならないと規定されております。

当該研修は、全会員の義務研修となっておりますので、現時点において受講がお済みでない会員の方におかれましては、至急受講していただくようお願いいたします。

受講方法等は下記のとおりです。

なお、未受講に関して、正当な理由（災害の被災や疾病に限る）がある場合は、添付の別紙「未受講理由申出書」に記載の上、本会事務局にメール添付、FAX又は郵送にて提出ください。内容を確認の上、正当な理由があるものと認められた場合に限り、受講期限が延長されます。

記

- 1 受講方法：日本行政書士会連合会 中央研修所研修サイトでのVOD受講
※本会HP会員専用ページ掲載の『中央研修所研修サイト利用マニュアル』に詳しい受講方法が掲載されていますので、ご確認ください。

添付資料

別紙「未受講理由申出書」

以上